

技能実習生の死体遺棄事件をめぐるソーシャルワーク の視座からの検討

—妊娠・出産の排除とソーシャルワークの倫理—

Examination from a social work perspective of the cases of abandonment of pregnant trainees post-birth : Exclusion and social work ethics regarding pregnancy and childbirth in the Japan Technical Intern Training Program

文教大学 星野晴彦

Bunkyo University Haruhiko HOSHINO

Abstract

This paper critically examines the structural problems and lack of welfare support within Japan's Technical Intern Training Program (TITP). It focuses on the cases of three Vietnamese women who, fearing forced repatriation due to pregnancy and being excluded from the system, were compelled into giving birth in isolation, resulting in stillbirths. Pregnancy is not explicitly prohibited under the TITP policies, but there is a persistent de facto understanding regarding it as a form of misconduct, often leading to dismissal, forced repatriation, or contract termination. These cases exemplify a system that suppresses fundamental human rights such as reproduction, and treats women not as autonomous individuals, but as disposable labor. Employing a methodology that combines fieldwork with support organizations and a critical review of prior research, this study reveals the ethical issues inherent in the current system. It also explores the responsibilities of social work in supporting women who have been driven into isolated childbirth. The analysis suggests that the ongoing transition to the Successor to the TITP framework presents a critical opportunity to reconstruct immigration and labor policies from a welfare perspective—ensuring that no individual is left unsupported during pregnancy or personal crises.

Keywords : pregnancy, technical intern training program, social work, ethics, exclusion

1. 問題提起：制度の影に取り残される命——技能実習制度と支援の空白

日本の技能実習制度において、外国人実習生は

「労働者」ではなく「研修生」として制度上位置づけられている。そして、女性実習生に対しては、妊娠や恋愛といった私的領域にまで及ぶ監視と統制が、

制度運用の実態として常態化している。妊娠が判明した場合には、帰国指導、途中解雇、契約解除といった処遇が公然と行われ、それに抗う術を彼女たちはほとんど持ち得ない。こうした状況は、生命に関わる根源的営みである妊娠すらも抑圧し、女性実習生を「生きる主体」としてではなく、制度に従属する一機能として扱う構造的暴力の一形態である。制度上、妊娠・出産は禁止されてはいない⁽¹⁾。しかし、現場では「妊娠＝制度違反」という暗黙の了解が支配しており、そのために女性たちは妊娠を告げることすらできず、支援から排除され⁽²⁾、社会的孤立の中で苦しみを深めていく。そこに見えるのは、制度的支援につながりにくい構造である。この構造的排除の現実を象徴的に浮かび上がらせたのが、3人のベトナム人の技能実習生の死体遺棄事件である。いずれの事例も、妊娠を職場や管理者に知られることへの恐れから、相談すらできず、死産を迎え、医療機関にアクセスすることもできず、社会的支援にもつながれないまま、彼女たちは「加害者」として司法の場に立たされたのである。だが問われるべきは、果たして彼女たちの行動のみであらうか。支援を受ける機会すら持てなかった彼女たちに、制度はどのような手を差し伸べたのか。社会福祉の視座から見れば、これらの事件は単なる個人の違法行為ではなく、制度的支援から排除された結果として生じた「制度による遺棄」とも呼ぶべきものである。もし彼女たちに、妊娠・出産に関する包括的な支援が制度的に保障され、相談できる安全な仕組みが存在していたならば、このような悲劇は防ぎ得た可能性がある。本稿は、これらの事件を起点に、技能実習制度と福祉制度が交差する地点に照準を当て、「妊娠する権利」や「育てる権利」を含む再生産的な人間の営みを、制度がいかに包摂あるいは排除しているのかを批判的に検討する。制度的支援につながらない出産を強いられ、社会的孤立のなかで命を迎え送り出さなければならなかった女性たちの姿は、現代日本における社会福祉の盲点を私たちに突きつけている。今こそ、不可視化された声に応答する社会福祉の専門職が行う支援(ソーシャルワーク)の再構築が問われている。そのような状況を踏まえて、本稿では、構造的困難の中で孤立出産を余儀なくされた技能実習生に対し、ソーシャルワーカーが果たすべき実践的かつ倫理的責務を明確化し、その再構築を試みる。現代の社会福祉実践において、ソーシャルワーカーに求められる役割を整理し、倫理的実践の可能性を提示することを目的とする。ただし、本論で示す提言は、いかなる組織が、誰によって、いつ、いかなる方法で実行すべきかといった具体的方策にまで踏み込めるものではないことを、あらかじめお断りしておきたい。

本稿の研究方法は、関連する先行研究の整理を基

礎とし、著者自身が実施した支援団体へのインタビュー調査を含むフィールドワークの手法によって得られた知見の分析および考察に基づくものである。

とりわけ、本学会誌への寄稿にあたって筆者は、「ホスピタリティ」に関する既存の理論的枠組みを再検討した。その結果、ホスピタリティとは単なる「おもてなし」の域にとどまるものではなく、深い倫理的・哲学的含意を有する多層的概念であることを確認した⁽³⁾。すなわち、ホスピタリティは人間の尊厳を承認し、心からの接遇を行うものであり、以下のような諸側面—すなわち倫理、精神、行為、行動、関係、機能—を含むものである。さらに「異質なもの同士による対等かつ相互的な協働」が新たな価値を創出する営みであることが示唆されている。そして「自立した人格としての他者を迎え入れる関係構造」および「異質なもの同士による協働的価値創出」の観点から、社会福祉専門職としてのソーシャルワーカーの立場から技能実習制度の諸問題、とりわけ女性技能実習生をめぐる課題を検討するものである。その際に奥田⁽⁴⁾の「伴走型支援」の概念を援用する。伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援であり、「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動である。奥田⁽⁵⁾は、ホームレスが路上死し、老人が孤独死し、若者がブラック企業で働かされるような日本社会において、人々のつながりが失われて無縁社会が広がり、格差が拡大し、非正規雇用が常態化しようとする状況を指摘している。そしてそこで、いま最も必要とされている人々の連帯とその倫理について論じている。

なお、本稿における検討は本事件における死体遺棄などの法的議論(例：菅沼⁽⁶⁾など)には踏み込まず、あくまでも社会福祉実践における倫理的・関係的次元に焦点を当てたものであることを付言しておく。死体遺棄の法的解釈と社会的孤立の問題を混同すると、本稿の意図が曖昧になる恐れがあるためである。

2. 元技能実習生における孤立出産・死産事件とその法的帰結

2.1 ベトナム人技能実習生の3つの裁判

本章では、技能実習制度のもとで妊娠・出産という人間として根源的な営みが制度的抑圧と結びついた結果として起きた、ベトナム人元技能実習生による孤立出産・死産事例を取り上げる。それぞれの事件において、当事者が直面した制度的・社会的困難を明らかにするとともに、刑事司法の判断がいかなるものであったかを以下に示す。彼女たちの支援団体である「コムスター外国人と共に生きる会」の資料⁽⁷⁾を中心に整理した。

2.2 レー・ティ・トイ・リンさん事件

2018年8月、ベトナム国籍の技能実習生レー・ティ・トイ・リン（以下、リンさん）は、熊本県内の農園において技能実習に従事していた期間中、妊娠していることに気づいた。しかし、「妊娠が発覚すれば強制帰国させられる」との恐れから、妊娠した事を誰にも告げることができず、社会的に孤立したまま出産に至る。2020年11月15日、住居内で双子を早産し、いずれも死産となった。リンさんは深い悲しみのなか、わが子の遺体をタオルで丁寧に包み、名前と追悼の言葉「天国でゆっくり休んでください」と記された手紙を添え、段ボールに納めて自室のキャビネットの上に安置し、一晩を共に過ごした。翌日、雇用主の同行のもと病院を受診し、医師に死産を告白。その結果、病院からの通報により同年11月19日、死体遺棄容疑で逮捕、12月10日に起訴された。

一審・二審の裁判所はリンさんの行為を死体遺棄罪に該当するとして有罪を言い渡したが、2023年3月24日、最高裁判所第二小法廷はこれらの判決を破棄し、無罪を言い渡した（最高裁判所第二小法廷判決 令和5年3月24日）⁶⁾。最高裁は、「死体遺棄罪の『遺棄』とは、習俗上の埋葬等と相いれない態様で死体を放棄または隠匿する行為を指す」としたうえで、「リンさんの行為態様は『遺棄』には該当しない」と判断し、「破棄しなければ著しく正義に反する」と明言した。

リンさんは来日前に150万円の借金を背負い、技能実習生として来日。来日後は休日もなく働き続け、帰国費用の負担や制度からの排除への恐れから、妊娠について誰にも相談できないまま、出産・死産を迎えた。彼女の行為は、母としての誠実な弔意に裏打ちされたものであったにもかかわらず、刑事訴追を受けた事実は、技能実習制度における女性の身体と尊厳の問題を鋭く浮かび上がらせるものである。

2.3 グエン・ティ・グエットさん事件

グエン・ティ・グエットさん（以下、グエットさん）はベトナムの貧困家庭の出身で、家族の生活を支えるため、2023年7月、150万円の借金を背負って来日した。来日前より、送り出し機関から「妊娠したら帰国しなければならない」と繰り返し告げられ、日本の監理団体や受け入れ先企業からも同様の言葉を受けていた。2023年12月、体調の変化から妊娠に気づくも、制度的・文化的な抑圧と恐怖から、誰にも相談することができなかった。

2024年2月2日、勤務中に腹痛を訴えて退社し、帰宅途中で倒れていたところを通行人に助けられ、その案内で交際相手の自宅へ向かう。到着後すぐに破水し、トイレで出産。しかし、生まれた子どもはすでに生命反応がなく、青ざめた顔で息をしていな

かった。グエットさんはその事実に打ちひしがれ、我が子の遺体に謝罪の言葉を繰り返しながら、意識が朦朧とする中で家中を探し、ようやく見つけたスーパーのビニール袋に遺体を納めた。疲労困憊のため抱き続けることもできずに、またベトナムの文化的慣習として遺体を床に置くことがタブーであったことから、近くにあったゴミ箱の中に一時的に安置した。

その後、帰宅した交際相手により病院へ搬送され、診察を通じて警察に通報される。死産から4日後の2月6日、死体遺棄容疑で逮捕され、同月27日に起訴。5か月にわたって博多警察署及び福岡拘置所に勾留されたのち、7月2日に保釈された。本人は一貫してこれまでの裁判で、「遺体を投棄していません」などと無罪を主張していた。また、交際相手の男性（技能実習生）が法廷に立ち、監理団体などから『妊娠したら帰国させる』と繰り返し説明され、事件後は「監理団体から言われた、と言わないよう」口止めされた旨を証言した。弁護側は、最終弁論で「死産という絶望にある女性にまず求められるのは、司法的アプローチではなく、肉体的精神的なケア、福祉的アプローチだ」と訴えた。しかし、2025年3月7日、福岡地方裁判所は懲役1年6月・執行猶予3年の有罪判決を下した。判決で福岡地方裁判所の鈴嶋晋一裁判長は「遺体をゴミ箱に投棄した行為は、死者を弔うこととはかけ離れ、死者に対する感情を著しく害する悪質な犯行といえる」と指摘した。（福岡地方裁判所判決 令和7年3月7日）

2.4 スオン・ティ・ボットさん事件

2020年11月、広島県東広島市の住宅敷地内において、乳児の遺体が埋められているのが発見された。本件は、農業関連会社で技能実習中であつたベトナム人女性スオン・ティ・ボットさん（以下、ボットさん、当時27歳）が、社員寮の自室にて単独出産したのち、乳児の遺体を土中に埋葬したとして死体遺棄罪に問われたものである。広島地方裁判所は2022年5月31日、懲役3年・執行猶予4年（求刑懲役4年）の有罪判決を言い渡した。ボットさんは初公判において起訴内容を全面的に認め、即日判決となった。判決において裁判長は、「短絡的な行動である」としつつも、本人の年齢的未成熟、日本語能力の不足、社会的孤立の深刻さ等を酌量し、「生きることができなかった子どものためにも、幸せに生きてください」と述べ、再出発に言及した。

ボットさんは2018年頃に来日し、広島県東広島市の農業法人「ベジスタイル」で就労していた。ベトナムでは衣類製造工場に勤務し、家計を支えるために渡日したとされる。来日前に送り出し機関へ約150万円の借金を負っており、渡日前から経済的な負担を抱えていた。

2020年3月頃、身体の異変に気づいて、広島市内のクリニックを受診し、妊娠が判明した。当初は妊娠中絶を希望し、医師の紹介により別の病院を訪れたものの、言語的困難を理由に診療を拒否された。その後も胎児の成長が進行する中、同病院を再度訪問したが、「通訳者の同行がない」という理由で再び受診を拒まれ、中絶は実現しなかった。彼女は翻訳アプリを活用し、問診票の記入や健康保険証の提示を行っていたが、診察には至らなかった。病院側は報道機関の取材に対し、「受診記録がなく、来院の事実は確認できない」と回答している。

2020年11月11日、彼女は体調不良を理由に早退し、自室にて出産した。出産は介助者のない単独出産であり、場所は社員寮の廊下であった。乳児が泣き止まないことに恐怖を感じて、その口に粘着テープを貼ったと供述している。自己の出血を処置した後、乳児が動かなくなっていることに気づき、遺体を段ボール箱に収め、住宅の庭に穴を掘って埋葬した。

この行為にはベトナムにおける土葬の慣習的背景もあったとされるが、同時に「誰にも知られてはならない」という強い焦燥と孤立感が作用していた。翌日、彼女は罪の意識に耐えきれず、勤務先の社長に一連の経緯を打ち明けた。社員が庭を掘り起こして遺体を発見し、警察に通報、事件が発覚した。

彼女は妊娠が判明した段階で出産・帰国の可能性も模索したが、借金返済の必要性から就労継続を優先せざるを得なかった。当時の月給は約11万円であり、その大半を家族への送金に充て、自身の生活費は月2万5千円程度であった。経済的困窮が継続的に圧迫していた。

また、「妊娠すれば帰国させられる」という風説は実習生間で広く信じられており、制度的には妊娠・出産による不利益な取扱いは禁止されているにもかかわらず、本人はこの情報を知らず、誰にも相談できないまま妊娠を秘匿し続けた。監理団体や企業の担当者も彼女の妊娠に気づいていなかったと証言しており、面談は形式的に行われるにとどまり、深刻なサインを見逃していた実態が浮かび上がる。

裁判において裁判長は、「妊娠したら帰国」という通念が根拠のない噂とは言えない社会的実態があることに理解を示し、「社会的孤立の状況に同情すべき点があり、すべてを被告の責任とするのは酷である」と述べた。そして、監理団体や企業が被告に対してより積極的な関心を寄せ、日常的なコミュニケーションを取る努力をしていれば、孤立出産という事態を未然に防げた可能性があったと指摘した。

3. 技能実習制度の制度的背景と現状—育成就労制度への転換を見据えて

3.1 研究の動向

技能実習制度は1993年、「開発途上国への技術移転」および「人材育成」を名目とする国際協力の枠組みとして創設された。日本政府は、移民政策をとらないというスタンスを表明している。ただし外国人労働者は受け入れる体制を作り、労働力の確保を政策として進めている。ここで政府が示す「移民」とは国籍取得を前提とするものであり、在留期間を制限して、家族の帯同を基本的に認めないという姿勢をとっている。しかしながら、技能実習制度の制度運用の実態は、慢性的な労働力不足を背景に、国内産業における低賃金労働力の供給装置として機能しており、本来掲げられた理念とは大きく乖離している。対象職種は農業、建設、縫製、介護など、いわゆる「3K労働（きつい・汚い・危険）」に集中しており、多くの技能実習生は専門的技能の習得という建前のもと、実質的には単純労働に従事させられている。

このような制度の構造に対しては、国内外から制度的搾取や人権侵害の可能性が強く指摘されてきた⁹⁾。特に2014年11月に国連自由権規約人権委員会の「統括所見」¹⁰⁾が示された。当委員会は国連総会で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）28条に基づき、同規約の実施を監督するために設置された機関であり、規約の締約国は、定期的に委員会へ報告書を提出する義務があり、委員会は締約国の規約の履行状況を審査し、懸念事項及び勧告を提示する。この所見では「奴隷、隷属、

表1 技能実習に関するキーワードに該当する論文数と割合 (CiNii Articlesによる検索結果)

年代	技能実習制度	割合 (%)	妊娠に言及	割合 (%)	死体遺棄に言及	割合 (%)
～2000年	20	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
2001年～2010年	152	11.3%	0	0.0%	0	0.0%
2011年～現在 (2025年)	1,169	87.2%	0	0.0%	20	100.0%
合計	1,341	100%	0	0.0%	20	100.0%

人身取引の撤廃の項目」として、技能実習制度について「労働搾取目的の人身取引、強制労働が存続している」という勧告がなされている。後に2022年にアメリカの国務省人身取引報告書でも同様にその問題性を指摘するようになった。

さて、ここで技能実習制度における妊娠問題に関する研究の動向を俯瞰し、今後の課題を明らかにする。とりわけ本研究が焦点とする「妊娠」および「死体遺棄」といった極限状況における女性実習生の置かれた立場を理解するためには、制度設計と実態の乖離、ならびに制度的支援につながりにくい状態が孕む暴力性を可視化する視座が必要である。まず、学術情報データベースCiNii Articlesにおいて、「技能実習制度」「妊娠」「死体遺棄」をキーワードとして検索した結果を、以下の表1に示す。「技能実習制度」と「妊娠」に言及した論文数は0件であり、制度設計上も研究上も、長らくこの問題が不可視化されてきたことが浮き彫りになった。

一方で、「技能実習制度」と「死体遺棄」に関する論文が2011年以降に集中していることは、近年の事件（リン・ティ・トゥイ事件やグエン・ティ・トゥイ事件）を契機に、ようやく研究関心が芽生え始めたことを示唆している。ただし、妊娠と死体遺棄の両方に言及する論文は極めて限られており、その学術的蓄積の乏しさ自体が、制度的排除の構造を物語っているとも言える。この表が示すように、技能実習制度そのものに関する研究は一定の蓄積が見られる一方で、妊娠や死産、死体遺棄といった再生産に関わる問題は、長らく制度的「周縁」に置かれ、学術的関心の俎上にすら上らない不可視の領域であった。しかし近年、この制度的支援につながりにくい状態に挑む研究が徐々に現れはじめ、ジェンダー、再生産、ケア、制度的排除などの視点から、技能実習生の妊娠に内在する構造的な問題が明らかにされつつある。

以上のように、技能実習生の妊娠に関する研究は、単なる個人の問題に還元されるべきではなく、制度的無関心と構造的暴力が交差する場として分析されるべき重要な課題である。特に日本においては、技能実習制度を「労働政策」としてではなく、「人間の尊厳を保障する福祉制度」として再構築する視座が強く求められている。そして、妊娠や死産、死体遺棄といった事象を「例外的な逸脱」ではなく、「制度の欠陥が凝縮された帰結」として読み解く視座を提供している。すなわち、発生件数の多少によって問題の重大性を計るのではなく、制度的論理から排除された人々が、いかにして悲劇に至るのかという構造的な理解こそが、今後の社会福祉研究に求められる倫理的責任である。

3. 2 技能実習制度の課題

日本の技能実習制度の現在の課題のうち、主たる

ものと考えられるものを2つ示したい。

第一に、技能実習生の失踪についてである。失踪届出数は2012年の3,695人から2025年には9,705人へと大幅に増加した⁽¹¹⁾。斉藤⁽¹²⁾は、失踪実習生の急増を取り上げ、その背景には制度設計上の硬直性のみならず、支援団体や公的機関の支援不全が深く関与していることを指摘する。すなわち、制度の圧力下で精神的・肉体的に追い詰められた技能実習生が、失踪に至る前段階で適切な支援や介入を得られない構造的脆弱性が、制度の根幹に潜んでいるという。

第二に、技能実習生の妊娠についてである。法務省は通達⁽¹³⁾で「妊娠を理由とする実習中断は不当」と明示するが、これらの権利は現場で十分に履行されておらず、制度の「通達」と実際の「運用」の乖離は埋めがたい。具体的に示したい。最新の入管庁調査⁽¹⁴⁾によれば、妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割であった。加えて、監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いについてである。不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）に関して、監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった。またそのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。そして、不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）について述べたい。監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%となった。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。現実には妊娠が発覚すると実習継続は困難とみなされ、多くの実習生が帰国を強いられている。妊産婦保護に関する権利（産前産後休暇、軽易業務変更、深夜業免除等）は実習生にも等しく適用されるが、周知・履行率は極端に低い。

さらに、安田⁽¹⁵⁾の調査では、実習契約書に「妊娠禁止」や「恋愛禁止」といった条項が堂々と盛り込まれている事例が報告されており、制度的抑圧の構造が文書化されたかたちで実習生の生活を拘束している。

2019年度には、妊娠・出産を理由に実習を中断または帰国させられた女性実習生が68名ののぼり、実際に妊娠した技能実習生の約70%が「相談できる相

手がなかった」と回答している。また、実際には8割以上が医療機関への受診を控えたという調査結果もある⁽¹⁶⁾。

制度的支援につながりにくい状態と社会的無関心の中で、祝福されるべき妊娠は「迷惑」や「違反」とみなされ、結果として女性実習生は孤立出産、死産、さらには死体遺棄といった深刻な事態に追い込まれている。

妊娠と出産に関しては、岩下⁽¹⁷⁾は、技能実習生が〈外国人〉〈女性〉〈技能実習生〉という三重のマイノリティ性に置かれ、恋愛や妊娠、出産といった人間的営みをもって「逸脱」とされる状況を「物言わぬ、目に見えぬ労働者」としての存在形態と位置づけている。加えて、彼女たちにとっての安らぎや自己表現の場が、同胞との関係にあることは必然であり、そこに友情や愛情が生まれることは、何ら「例外」ではないことを指摘している⁽¹⁸⁾。

さらに、制度設計の段階から、性教育や避妊、出産に関する支援体制が不十分であり、多くの女性実習生が「支援なき妊娠」へと追い込まれている。田中⁽¹⁹⁾は、日本国内の避妊手段へのアクセスと性教育の後進性を指摘し、母国では低価格で入手できる経口避妊薬が日本では高価・処方制限下にある現実を示した。制度的無知の再生産は、妊娠期医療の遅延と孤立出産の温床となる。このような情報は、日本への入国後でなければ知ることができないものであろう。加えて当然特別養子縁組のシステムについても知られることもない。正確な周知と教育の欠如が、実習生一人ひとりの生存権を脅かしている。

技能実習制度は、大幅な批判を受けてきたことにより、日本政府は2023年に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、2024年には現行制度を廃止し、新たに「育成就労制度」への移行を正式に打ち出した（出入国在留管理庁、2024）。新制度では「人材確保」と「人材育成」の両立を掲げつつも、女性実習生を取り巻く人権侵害や妊娠・出産をめぐる差別的取扱いといった根深い問題が制度的に克服される保証は未だ存在しない。新たに導入される育成就労制度においては、制度の表層的改革にとどまらず、誰も孤立に追い込まない社会を実現するための、倫理に根ざした制度設計が問われている。とりわけ、女性実習生に対する包括的なリプロダクティブ・ライツの保障こそが、制度改革の成否を左右する核心的論点となるであろう。

4. 孤立出産における苦悩と癒しへのソーシャルワーク実践の再構築

4.1 ソーシャルワークの倫理

前章においては、技能実習制度の制度的背景を概観し、これに代わる育成就労制度への移行をめぐる政策的課題を検討した。そこから明らかとなったのは、制度設計上の理念と現場における運用実態との

間に深刻な乖離が存在するという現実である。とりわけ、女性技能実習生の妊娠・出産に関する明確な規定や対応策の欠如が、構造的な人権侵害を惹起する土壌となっていることが浮き彫りとなった。こうした制度的空白は、個別の深刻な事案が「事件」として表面化することによってのみ社会的に可視化されており、制度としての予防的介入や支援体制が著しく脆弱である点が、改めて問われなければならない。にもかかわらず、現行のソーシャルワーク実践において、こうした課題に真正面から応答しようとする取り組みは依然として限定的であり、学術的にも本領域に対する理論的・実証的検討はきわめて乏しい状況にある。

グエットさん事件への支援団体を見ても、日本ソーシャルワーカー連盟やその他の専門団体の名前は挙がっておらず、2024年8月10日時点で支援を行ったのは市民団体や宗教団体、地域の草の根ネットワークであった。アジアに生きる会・ふくおか、コムスター外国人と共に生きる会、外国人技能実習生権利ネット・北九州、社会福音ネットワーク・福岡、美野島司牧センター、NPO法人熊本YWCA、日本キリスト教矯風会・熊本、ベトナム友好協会福岡支部、ゼネラルユニオン、平和を求め軍拡を許さない女たちの会・熊本、公益財団法人福岡県人権研究所外国人部会である⁽²⁰⁾。石川⁽²¹⁾は外国人の生活問題対応の大半は日本語教育支援者、外国人支援ボランティア、通訳といった外国人の身近にいる人たちの献身的活動によって支えられている、と述べている。大川⁽²¹⁾も「移民はすでにここにいる。ソーシャルワーク集団の参加と手助けを強く求めている」と述べている。筆者が行った支援団体への聞き取り調査においても、ソーシャルワーカーが技能実習生の妊娠・出産、特に孤立出産の事例に対して、実効的かつ倫理的に関与する必要性が繰り返し指摘されていた。こうした現場の声は、制度的空白と実践的なアクセスの欠如により取り残された人々の現実に、ソーシャルワークがいかに応答しようかという根本的課題を突きつけている。地域においてと在留資格の中で想定される環境しか与えられていない技能実習生に、市民としてのニーズが生じたときに適切に対応することが求められているのである⁽²²⁾。本章では、ソーシャルワーカーの倫理的責任に照らし、また筆者の支援団体へのインタビュー等の実践知を踏まえつつ、今後求められる支援の在り方を原則的・方向的に示すものである。とりわけ、日本ソーシャルワーカー連盟⁽²³⁾の倫理綱領を基盤とし、個別的支援の枠を超えて制度的改革と社会的包摂を志向する専門職の実践を論じたい。日本ソーシャルワーカー連盟の倫理綱領では以下の通り示されている。

原理

I (人間の尊厳) すべての人々を、出自・人種・民族・国籍・性別・性自認・性的指向・年齢・心身の状況・宗教文化的背景・社会的地位・経済状況等にかかわらずかけがえのない存在として尊重する。

II (人権) すべての人々が生まれながらにして有する不可侵の権利を認識し、いかなる理由でもその抑圧・侵害・奪取を許さない。

III (社会正義) 差別・貧困・抑圧・排除・無関心・暴力・環境破壊のない、自由・平等・共生に基づく社会正義の実現をめざす。

IV (集団的責任) 集団の力と責任を意識し、人と環境に働きかけて互恵的な社会実現に寄与する。

V (多様性の尊重) 個人・家族・集団・地域に存在する多様性を認識し、それを尊重する社会をめざす。

VI (全人的存在) すべての人々が生物的・心理的・社会的・文化的・スピリチュアルな側面を併せ持つ全人的存在であると認識する。

倫理基準

III 社会に対する倫理責任

(ソーシャル・インクルージョン) 差別・貧困・抑圧・排除・無関心・暴力・環境破壊などへの挑戦と、包摂的社会の実現をめざす。

(社会への働きかけ) 人権と社会正義の実現には変革と発展が必要とし、人々の主体性を活かしながら社会に働きかける。

上記の通り、日本ソーシャルワーカー連盟が掲げる6つの原理(人間の尊厳、人権、社会正義、集団的責任、多様性の尊重、全人的存在)および「ソーシャル・インクルージョン」と「社会への働きかけ」を柱とする倫理基準は、孤立出産を経験した技能実習生の支援において極めて重要な視座を提供する。すなわち、妊娠や出産を理由に制度から排除される存在としてではなく、生命と尊厳を有する一人の人間として支援対象者を捉え直す必要がある。

4. 2 社会的な反応とつながることの必要性

現実には、妊娠・死産・遺棄といった事件報道に対して、メディアやSNS上では激しい非難の言説が飛び交い、制度的障壁や社会的孤立の実態に対する理解はほとんど見られない。「自己責任」「常識に反する」「犯罪者の行為」といった語りが多く寄せられた。以下のものが認められた。「死産だったらゴミ扱い?命をなんだと思っているのだ?」「日本に何をしに来ているのだ。」「どれだけ追い詰められていても、人としての心は失ってはいけませんよね。」「働きに来たのではないのか?」「ベトナムでは死産の子どもをゴミ箱に捨てるのですか?恐ろしい国ですね。」「お金ないなら子供は作れない日本人も同じ当たり前の事借金も自身の判断ベトナム

で真面目に働けば良い事これ以上日本人に迷惑をかけるのはやめてくれ、日本人でもそんな良い家には中々住めない、日本に負担をかけて贅沢するのは目に見えている」などがSNSの投稿にみられた。加えて、筆者が担当する大学の授業において、本事件発生後に事案の経緯や社会的背景について解説を行ったうえで、受講学生(20人)を対象に提出を求めたリアクションペーパーを分析したところ、次のような意見が見受けられた。すなわち、「そこまで同情する必要があるのか」「ゴミ箱の上に置いたという報道は印象が悪い」「マスコミは雇用機関が出産を禁じていたとは言っておらず、ベトナム側の思い込みではないか」といった見解に加え、「警察や検察が送検・起訴することは同様の事件の抑止力になり得る」「送検や起訴を見送れば、ベトナム人や監理団体が『罪にはならない』と認識し、同様の事件が増えるのではないか」「このような事件を容認すれば、悪質な男性がさらに増長するのではないか」「技能実習に臨む準備が不足していたのではないか」といった意見も示されていた。

これらの言説は、制度の欠陥や社会の無関心を覆い隠し、支援から切り離された状態を自己責任に帰する空気を強化する危険性がある。上記の論調は、「他者に迷惑をかけてはならない」「困難は自力で解決すべきだ」という価値観の内面化を促し、援助要請が抑制される状況を助長する。実習生の多くは、言語的・文化的・制度的な壁に阻まれ、苦境を表明することすら困難である。なかでも妊娠・出産は、実習中断や帰国強制と直結し、支援を求めること自体が新たなリスクとなるのである。実習生の多くは、言語的・文化的・制度的壁によってこれを言い出せない。とりわけ妊娠・出産は実習中断や帰国強制と結びつき、支援自体がリスクになりうる。このような状況を乗り越えるには、制度の構造的排除に対して倫理的応答を果たす実践が不可欠である。ここで注目すべきは、前述した奥田⁽²⁴⁾による「伴走型支援」の理念である。それは、「排除から包摂へ」「孤立からつながりへ」を目指す福祉実践の指針である。社会的に孤立した状態から支援者が当事者と「つながり」、そして必要な資源に「つなげる」ことが求められている。ここでは、単に問題を解決するのではなく、当事者とともに在ることを通して「生きることの価値」を再確認する営みである。そこでは、支援者と被支援者の関係性を対等に再構築する実践である。さて、こうした可視化されにくい状況にアクセスするには、単なる情報提供では不十分で、信頼関係の構築が前提となろう。「支援を求めること自体がリスク」となりうる人々に、この人には話しても大丈夫という支援者にアクセスできるような関係性が求められる。これは、母性保障、多文化共生、ホスピタリティ倫理とも響き合う。改めて強調すべきは、当事者が置かれる排除的状況や関係性の断絶

を、個人の資質や選択の問題としてではなく、社会構造上の課題として捉える必要があるという点である。技能実習制度のもとでは、妊娠や出産が事実上忌避される状況が存在し、その結果、実習生は妊娠が判明した段階で周囲との関係から切り離され、支援資源から遠ざけられる状況へと急速に追い込まれる傾向にある。とりわけ、言語・文化・制度に関する複合的な障壁により、実習生が自身の困難や不安を周囲に相談することは容易ではない。そのため、多くの実習生は支援につながる機会を得られないまま、社会的に周縁化され、不可視化された状態に置かれていると考えられる。前述したソーシャルワークの倫理綱領と奥田の「伴走型支援」の理念を踏まえてソーシャルワークの視座より取り組むために求められるのは、(1) 苦悩への応答、(2) 早期の支援接続、(3) 死産後の癒し、(4) 社会的抑圧に対抗した取り組み、という4つの実践軸ではないだろうか。以下にそれぞれについて述べていきたい。

4. 3 苦悩への応答

苦悩への応答においては、妊娠による排除の背景にある制度的・文化的・経済的要因を的確に理解し、個人の責任に還元されがちな問題を構造的課題として捉え直す視点が不可欠である。下記の要因が複合的に実習生の社会的・制度的な支援との接点が形成されない状況を生み出している。

- ・通訳の有無や日本語能力の不足による意思疎通の困難
- ・雇用主・監理団体・送出機関に対する絶対的な依存
- ・地域社会や支援団体とのつながりの希薄さ
- ・圧倒的な情報不足と権利認識の欠如
- ・多額の借金や費用負担による経済的拘束
- ・「妊娠したら帰国」といった暗黙の規範
- ・転籍の原則禁止および送出契約における罰金条項の存在
- ・「妊娠・出産は契約違反」「迷惑行為」とみなされる職場文化
- ・言語的障壁と情報アクセスの格差
- ・支援機関との関係性が構築されていないこと
- ・困難を他者に説明する言語能力の欠如
- ・相談内容が漏洩することへの強い不安と羞恥心

これらの要因が絡み合い、実習生が制度的支援につながりにくい状態を作り出している。こうした状況に感受性をもって応答することがソーシャルワーカーの役割である。ここでは、単なる個人の「無理解」や「不注意」に還元されるべきではない。それは制度的かつ構造的な排除の積み重ねによって形成されたものであり、技能実習制度自体が再生産労働を不可視化し、ケア労働や妊娠・出産といった生命の営みを制度の周縁へと追いやっている現実の現れである。妊娠という出来事は、「存在してはならな

いもの」として扱われ、その声は制度的支援につながりにくい状態のなかに封じ込められている。こうした構造において、ソーシャルワーカーに求められるのは、可視化されない苦悩を想像的に把握し、「まだ支援が届かぬ声」に対して感受性を持つことに他ならない。

4. 4 早期の支援接続

早期の支援接続には、信頼に基づく予防的支援が必要である。行政や支援機関が「怖い存在」として認識されている現状を踏まえ、非評価的・非命令的な関係構築を通じて、「支援を求められる環境」を事前に整備することが重要である。例として神奈川県⁽²⁵⁾では、予期せぬ妊娠について次のように述べている。

相談に電話やLINEで応じる「妊娠SOSかながわ」の周知など、妊婦が相談できる体制の充実を図るとともに、児童相談所や産科医療機関、市町村、保健福祉事務所、女性の自立支援を行う女性相談支援員の連携をより一層強化し、困難な状況に置かれた妊婦の早期把握に努め、切れ目のない支援に確実につなげていくことが求められている。

ここでは、支援に至らなかった理由そのものを問いただす姿勢が重要である。そこでは、同一国籍や出身地域の人々によるネットワークに対して、正確かつ必要な情報を適切に提供することが含まれる。支援の出発点として、本人の文化的背景や権力関係、在留資格等の法的立場に十分配慮しながら、非評価的かつ非命令的な関係性を構築することが求められる。こうした関係性の形成が、支援の早期接続に向けた扉を開く。

さらに、妊娠の兆候が現れた段階で適切な支援へとつなぐためには、文化仲介者の配置や多言語対応による相談体制の整備が不可欠である。これは単なる支援の提供にとどまらず、関係性の構築と予防的アプローチという視点に立脚したものである。予防的支援の枠組みそのものを構築として、妊娠の兆候に気づいた周囲が、当事者の尊厳を損なうことなく支援へとつなぐことができるよう、職場や地域社会における通訳や文化仲介者の積極的な活用も挙げられる。

加えて、技能実習生にとって「支援を求めること自体がリスク」となり得る状況においては、ソーシャルワーカーが本人の語りを待つだけではなく、困難を表明する以前から信頼を得る存在であることが重要となる。その信頼関係のもとに、適切な支援機関や制度へとつなげる役割が期待される。

さらには、妊娠・出産後の生活を支えるためには、医療・福祉・法制度・住居などの複数分野にわたる

連携が不可欠である。性と生殖に関する正確な情報提供、多言語による生活オリエンテーション、匿名性を保障した相談窓口の設置、利用可能な支援制度や社会資源に関する情報の提供など、多面的な支援体制が求められる。また、支援者側からの積極的なアウトリーチも不可欠であり、特に「妊娠したら強制帰国になる」といった誤情報を正す制度的仕組みの整備は急務である。

このような早期支援の接続は、技能実習生の自己決定を尊重しつつ、社会的・制度的な支援との接点形成が形成されない状況を未然に防ぎ、倫理的実践の核心を成すものである。さらに、技能実習社会的・制度的な支援との接点形成されない状況を未然に防ぎ生の生活状況は、雇用形態、在留資格、居住環境、人間関係といった複数の要因により常に流動的である。そのため、支援は一回にとどまらず、支援後に生じうる第二・第三の危機を見越した継続的な「見守り」と、状況に応じた柔軟な対応が求められる。

4. 5 死産後の癒し

「死産後の癒し」として、ソーシャルワーカーの関わりのある方を述べたい。死産や死体遺棄として逮捕されるという結末に直面した当事者は、罪責感・深い悲嘆・社会的孤立に置かれる。その際、ソーシャルワーカーは単なる法手続や処遇対策を超え、「癒し」の時間を共にする伴走者として再定義される必要があるのではないか。グエットさん事件では、支援団体が祈りの場を設けたことがその重要性を示している。熊本市中央区手取の教会で、100名超のベトナム人実習生と20名超の日本人支援者がともに祈り、弔いを行った。

妊娠と死産は、本来祝福と哀悼が交差する人生の重大な節目であるが、制度の周縁で経験された死産は「存在しなかったこと」にされやすい。ここに対して、ソーシャルワーカーは本人の語りに耳を傾け、その喪失を「社会的に認識されたもの」として承認する必要がある。喪失の語りに「居場所」を与えることこそが、癒しの出発点である。

死産後の支援には、医療・心理・宗教的儀礼・法的対応が複合的に関わることになることが求められるであろう。ソーシャルワーカーは、その中で本人の意向を調整し、支援が途切れることなく継続されるよう関係機関との連携を担うことも考えられよう。また、本人が「語る」準備が整うまで、急かさず、寄り添い続ける「伴走者」としての姿勢が不可欠である。

4. 6 社会的抑圧に対抗した取り組み

ソーシャルワーカーは、個別支援にとどまらず、制度の矛盾そのものを問い、マクロ・メゾ・ミクロの各次元での介入を通じて、「排除の構造」への応答

者として立ち上がる必要がある。技能実習生の支援は、受入企業・監理団体・送出機関という三者の利害に強く結びついており、その構造のなかで、妊娠・出産といった「私的」な問題は制度から切り離されている。このため、妊娠が発覚した場合、実習生は制度内部では、制度の谷間に落ちた実習生をすくい上げる中間的存在としてのソーシャルワーカーの役割が重要となる。

具体的には下記のことが想定される。

- ・マクロ（政策提言）：ILO183号条約の批准、母性保護に関する法制度の整備、情報アクセス権の保障に向けての提言。
- ・メゾ（組織・地域）：外国人のコミュニティにアクセスして適切な情報を発信し、早期にニーズをキャッチすること、支援ネットワークの整備、多文化対応の支援人材の養成。
- ・ミクロ（実践）：本人の物語を尊重する傾聴、文化的感性をもった関係構築、非評価的アプローチの実践。加えて特別養子縁などの制度紹介という、自分で抱え込まない情報提供

4. 7 ソーシャルワークの責務

本節では、ソーシャルワーク専門職の責務について検討する。これらの女性たちは、出来事に個人として対処せざるを得ず、制度的支援につながる機会を十分に得られないまま、結果として刑事的に処理されてきた。そこでは、制度の想定から逸脱した存在として扱われてきた側面がある。

ソーシャルワークにおける支援とは、すでに表出したニーズに対応することにとどまらず、制度の枠組みの中で把握されにくい状況や、支援に結びつかなかった過程そのものに着目する実践である。技能実習生の事例は、ソーシャルワークが本来果たすべき倫理的実践の意義、すなわち「支援に至らなかったこと」への応答を鋭く問いかけている。彼女たちの苦悩の兆候を早期に把握し、社会的・制度的な支援との接点形成されない状況を未然に防ぐとともに、回復に向けた過程を支える専門職としての責務を改めて自覚する必要がある。孤立出産の事例に照らして言えば、ソーシャルワークの使命とは、制度的支援から排除されやすい状況に置かれた命に着目し、「妊娠したら帰国」と語られる現実の中で、「ここにいてよい」と言明できる支援へのアクセス経路を構築することにある。それは、個別的な支援の積み重ねにとどまらず、いかなる社会を志向するのかという倫理的問いを含むものであり、福祉の公共性そのものを問い直す営みでもある。この問いへの応答こそが、グローバル化が進む現代社会におけるソーシャルワークの核心的使命であると考えられる。

5. おわりに

本稿で検討してきたように、技能実習生の孤立出

産への対応は、制度的排除と社会的無関心に対する倫理的応答という側面を有している。技能実習生の多くは、雇い主や監理団体から評価される立場にあるという意識を強く持ち、自らの不安や困難を表明することに心理的抵抗を抱えている。そのため、妊娠といったセンシティブな課題については、「評価される関係」ではなく、「信頼される関係」に基づく支援が不可欠である。ソーシャルワーカーは、こうした社会的に可視化されにくい状況に応答する実践の担い手として、制度の周縁に置かれた人びとに寄り添い、福祉の公共性を具体化していく役割を担っている。

なお、本稿には二つの課題が残されている。第一に、死産と死体遺棄の境界をめぐる法的論点、すなわち刑法 190 条における構成要件や当事者の主観的・客観的関係について、十分な検討を行うことができなかった点である。第二に、ベトナム社会における性規範や宗教的価値観といった社会文化的背景⁽²⁶⁾について、十分な分析を行えなかった点である。本稿で提示した倫理的応答や支援実践の再構築は、法的議論および社会文化的分析と交差する形で、今後さらに検討される必要がある。

注

- (1) 出入国在留管理庁 (2019) 『妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて (注意喚起)』, <https://www.moj.go.jp/isa/content/001349153.pdf> (2025 年 7 月 8 日参照) .
- (2) 巢内尚子 (2020) 「ベトナム人女性技能実習生と妊娠をめぐる課題」, 『f visions』, No. 2, pp. 70-73.
- (3) 星野晴彦 (2018) 『障害者福祉サービス従事者におけるホスピタリティ意識の形成』, ミネルヴァ書房.
- (4) 奥田知志 (2024) 『伴走型支援—新しい支援と社会のカタチ』, 有斐閣.
- (5) 奥田知志, 茂木健一郎 (2013) 『「助けて」と言える国へ——人と社会をつなぐ』, 集英社新書.
- (6) 菅沼真也子 (年不明) 「いわゆるベトナム人技能実習生孤立出産死体遺棄事件」, 『法学新報』, 第 130 巻第 5・6 号, pp. 335-350.
- (7) コムスタカ—外国人と共に生きる会 (2025) 『ベトナム人技能実習生グエットさん死体遺棄無罪主張裁判に関する記事』, http://www.kumustaka.org/TITP/Nguyet_TITP.html, (2025 年 6 月 25 日参照)
- (8) 最高裁判所第二小法廷判決 (2023) 令和 5 年 3 月 24 日 (令和 3 年 (あ) 第 1088 号) .
- (9) 鳥井一平 (2020) 『国家と移民 外国人労働者と日本の未来』, 集英社新書.

(10) 国連自由権規約委員会 (2014) 『第 6 回 市民的及び政治的権利に関する国際規約 日本定期報告審査にかかる総括所見』, p. 6.

(11) 法務省 (2025) 『技能実習生の失踪防止対策について』

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386331.pdf> (2025 年 6 月 25 日参照)

(12) 齊藤善久 (2022) 「技能実習生の離職と公的機関の対応」, 『外国人労働者の適正な受入れと多文化共生社会の形成に向けて』 連合総研 (公益財団法人連合総合生活開発研究所) .

(13) 前掲 1)

(14) 出入国在留管理庁 (2022) 『技能実習生の母性保護に関する実態調査報告書』 .

(15) 安田浩一 (2022) 「孤立出産した技能実習生が逮捕『日本の深い闇』」, 『東洋経済 Online』, <https://toyokeizai.net/articles/-/617089?page=3> (2025 年 5 月 7 日参照) .

(16) NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク (2022) 『移民女性の妊娠・出産調査報告書』 .

(17) 岩下明子 (2020) 「“物言わぬ労働者” と母性権—技能実習生の三重のマイノリティ性」, 『ジェンダー研究』, 第 23 号, pp. 35-52.

(18) 岩下康子 (2023) 「技能実習生のリプロダクティブヘルス・ライツに関する考察」, 『広島文教グローバル』, 7, p. 11.

(19) 田中雅子 (2022) 「日本における移民女性の予定外の妊娠と避妊や中絶サービスへのアクセス—アジア 5 カ国出身者に対するオンライン調査から—」, 『国際ジェンダー学会誌』, 第 20 号, pp. 83-102.

(20) 石河久美子 (2020) 「変容する外国人の現状と多文化ソーシャルワーク」, 『ソーシャルワーク研究』, 第 46 号, p. 5.

(21) 大川昭博 (2020) 「移民の生活支援をめぐるソーシャルワークの実践と価値」, 『ソーシャルワーク研究』, 第 46 号, p. 25.

(22) 吉田舞 (2005) 「ベトナム技能実習生の孤立出産化に何を問うべきか」, 『北九州市立大学法政論集』, 第 3・4 合併号, pp. 155.

(23) 日本ソーシャルワーカー連盟 (2022) 『ソーシャルワーカー倫理綱領』, 日本ソーシャルワーカー連盟.

(24) 一般社団法人日本伴走型支援協会 (2021) 『包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業報告書』.

(25) 神奈川県困難な状況に置かれた妊婦に関する調査チーム (2024) 『困難な状況に置かれた妊婦に関する調査報告書』 .

(26) 前掲 22) .